平成30年度原子力災害対策編に係る関係細部計画 新旧対照表 (原子力災害避難計画)

頁	現行	修 正 案	修正理由
128-129	(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施	(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施	用語整理
	ア 避難退域時検査及び簡易除染場所の設置	ア 避難退域時検査及び簡易除染場所の設置	及び 別紙の追
	本部長は、避難退域時検査及び簡易除染を行う場所を選定する	本部長は、避難退域時検査及び簡易除染を行う場所を選定する	加州の垣
	とともに,区本部長及び消防部長に避難退域時検査及び簡易除染	とともに、区本部長及び消防部長に避難退域時検査及び簡易除染	771
	の実施を指示する。	の実施を指示する。	
	避難退域時検査の場所は,原則として避難所に近接する場所に	避難退域時検査の場所は,原則として避難所に近接する場所に	
	設置する。	設置する。【別紙】	
	イ 避難退域時検査の種類	イ 避難退域時検査の種類	
	<u>(ア)体表面スクリーニング</u>	<u>(</u> ア)車両の検査	
	<u>(イ)物品のスクリーニング</u>	(イ) 住民等の検査	
		(ウ) 携行物品の検査	

平成30年度原子力災害対策編に係る関係細部計画 新旧対照表 (原子力災害避難計画)

ĺ	現行					修 正 案 別紙 選難時集合場所・ 避難退域時検査場所等 (人口等は、平成30年10月1日住民基本台帳による)							修正理由 時点修正 及び 避難退域時	
134	参考資料2 避難時集合場所 (人口等は、平成29年10月1日住民基本台帳による)													
	行政区	地域	世帯数	人口 (人)		場所 <mark>等</mark> の名称 電話番号	行政区	地域	世帯数	人 口 (人)	避難時	集合場所 名称 電話号	避難退域時検査場所等 (所在地)	検査場所 追加 I
		久多	<u>57</u>	<u>95</u>	()	略)		久多	<u>52</u>	90	(略)		大黒谷キャンプ場 [※1]	-
	左京区				(略)	(略)	左京区				(略)	(略) 烙)	_(久多下の町) 花背山の家 [※1]	
		広河原	42	121	(略)	(略)		広河原	<u>39</u>	115	(略)	(略)	(花脊別所399)	
	右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>53</u>	<u>95</u>	(略)	(略)	右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>51</u>	<u>84</u>	(略)	(略)	京都府立ゼミナールハウス <u>[※2]</u> <u>(下中町鳥谷2)</u>	
							※1 京都市が準備する簡易検査場所候補地※2 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地							

(その他の修正) 従前の原子力災害対策指針の改正により、用語の修正があったものの修正もれ

○ 緊急時防護措置を準備する区域 ⇒ 緊急防護措置を準備する区域